

令和6年度 NEXCO東日本管内車載器購入助成キャンペーン事務局運営業務

No.	項目名等	質問内容	回答内容
1	仕様書 3-1-1 (助成対象(案)) (2) 助成対象期間	助成対象期間「令和6年7月29日～令和6年10月31日」と記載ありますが、これは「ETC車載器を購入した日」でしょうか？それとも「ETC車載器取付工事完了日」でしょうか？それとも「(事務局へ)書類を提出した日(消印日)」でしょうか？	助成対象期間内に、購入・セットアップ・取付を行う必要があります。
2	仕様書 4-1 (3) 諸経費	「本業務の実施にあたる企業の経営を継続して運営するために必要な付加利益」と記載ありますが、「直接人件費」や「事務局設置直接費」の欄には『原価』を記載し、利益にあたる分を「諸経費」欄に入れるという理解でよろしいでしょうか？ 例) 派遣会社からOPを2,000円で仕入れ、10%の利益を見込み2,200円で売りたい場合、「直接人件費」欄に2,000円を記載し、「諸経費」欄に利益額200円分の記載をする。	諸経費については、仕様書4-1(3)に定める内容と判断される費用を計上ください。